

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

津奈木町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 津奈木町地域

#### (1) 現況

本地域は、平成5年に特定農山村地域に指定されるなど、全域において傾斜のある土地が多い中山間地域であり、山間部では、豊富な水資源を利用した水稻の栽培、海浜地区では、不知火・甘夏・温州みかん・スイートスプリングといった柑橘類の栽培が盛んに行われている。

しかし、近年においては、農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加や農業者が行う農業用施設等の管理の負担が重くなるだけでなく、国土保全・水源涵養等の多目的機能の低下も懸念される。

そのため、農地や農業用施設の保安全管理とともに中山間地域の持続的な営農の推進を行う必要がある。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図る。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	津奈木町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②		
③		

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

### 1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

#### (1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

### 2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

#### (1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちアの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全のに向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が、1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合には、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

津奈木町全域（特定農山村法・過疎地域自立促進特別措置法の指定地域）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑15度以上の傾斜とする。

(イ) 緩傾斜農用地については、田1/100以上、畑8度以上の傾斜とする。

緩傾斜農用地については、津奈木町全体の高齢化が進んでいる状況を考慮し、農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合には、対象とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

#### (2) 対象者

対象者は、集落協定に基づき農業生産活動を行う者（農業者）及び地域住民（農業者以外）とする。

#### (3) その他必要な事項

上記で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。